



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
3月13日(金)  
号外  
第12号

## 目次

### 規 則

- 栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- クリーニング業法施行細則の一部改正…………… 1
- 教育委員会
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正…………… 2
- 公安委員会
- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正…………… 3
- 内水面漁場管理委員会
- 栃木県内水面漁場管理委員会規程の一部改正…………… 5

## 規 則

### 栃木県規則第5号

栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和8年3月13日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第36号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。

（行政改革ICT推進課）

### 栃木県規則第6号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

栃木県知事 福田 富一

### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（書類の様式）	（書類の様式）
第8条 次の表の左欄各号に掲げる事項に関する書類の様式は、それぞれ当該各号の右欄に定めるところによる。	第8条 次の表の左欄各号に掲げる事項に関する書類の様式は、それぞれ当該各号の右欄に定めるところによる。
1～11 略	1～11 略
12 規則第8条第1項の規定によるクリーニング師免許証訂正申請書	12 規則第8条の規定によるクリーニング師免許証訂正申請書
13・14 略	13・14 略

別記様式第5号中 「住所氏名」を「住所氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

「住所氏名」を「住所氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

生年月日 性を別個人番号

備考

次の書類を添付すること。

- (1) 履歴書
- (2) 写真（出願前6カ月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書面

別記様式第6号中 「本籍住所氏名」を「本籍住所氏名」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とする。

「本籍住所氏名」を「本籍住所氏名」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とする。

旧姓又は通称名 生年月日 性を別個人番号

別記様式第7号中 「住所氏名」を「住所氏名」に改め、同様式備考中3を削る。

「住所氏名」を「住所氏名」に改め、同様式備考中3を削る。

免許証に記載の旧姓又は通称名 生年月日 性を別個人番号

別記様式第8号中 「住所氏名」を「住所氏名」に、「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式備考中3を削る。

「住所氏名」を「住所氏名」に、「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式備考中3を削る。

生年月日 性を別個人番号

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行前に改正前のクリーニング業法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- (医薬・生活衛生課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第1号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和8年3月13日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2	別表第2

調整基本額表  
ア 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	13,300円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,900円

ウ～オ 略

別表第 3  
定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表  
ア 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,600円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,300円

ウ～オ 略

調整基本額表  
ア 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	13,100円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,700円

ウ～オ 略

別表第 3  
定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表  
ア 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,500円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
略	
4 級	12,200円

ウ～オ 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。  
(教育政策課)

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第 2 号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 8 年 3 月 13 日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 千 鶴 子

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（平成 5 年栃木県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係） 1 交番				別表（第 2 条関係） 1 交番			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区	管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
	略	略	略		略	略	略
			佐野市のうち大祝町、				佐野市のうち大祝町、

佐野警察署	南交番	佐野市七軒町	金吹町、上台町、七軒町、植野町、植上町、寺中町、若宮上町、若宮下町、赤坂町、 <u>飯田町、馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町</u>	佐野警察署	南交番	佐野市七軒町	金吹町、上台町、七軒町、植野町、植上町、寺中町、若宮上町、若宮下町、赤坂町_____
	大橋町交番	佐野市大橋町	佐野市のうち本町、大蔵町、朝日町、大町、大橋町、天明町、金井上町、天神町、堀米町の一部、奈良淵町、田之入町、 <u>並木町、免鳥町、小中町、村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町</u>		大橋町交番	佐野市大橋町	佐野市のうち本町、大蔵町、朝日町、大町、大橋町、天明町、金井上町、天神町、堀米町の一部、奈良淵町、田之入町_____
	略	略	略		略	略	略
略				略			
下野警察署	略	略	略	下野警察署	略	略	略
	祇園交番	下野市祇園二丁目	下野市のうち薬師寺、成田、 <u>谷地賀</u> 、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、 <u>本吉田、下吉田、別当河原、絹板、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川、延島</u>		祇園交番	下野市祇園二丁目	下野市のうち薬師寺、成田_____、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目_____
さくら警察署	略	略	略	さくら警察署	略	略	略
	喜連川交番	さくら市喜連川	さくら市のうち喜連川、葛城、鷺宿、小入、早乙女の一部、上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積、 <u>桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、フィオーレ喜連川一丁目、フィオーレ喜連川二丁目、フィオーレ喜連川三丁目、フィオーレ喜連川四丁目、フィオーレ喜連川五丁目</u>		喜連川交番	さくら市喜連川	さくら市のうち喜連川、葛城、鷺宿、小入、早乙女の一部、上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積、 <u>桜ヶ丘、フィオーレ喜連川</u> _____
略				略			

2 警察官駐在所

管轄署名	名称	位置	所管区
略			
佐野警察署	田島警察官駐在所	略	略
	犬伏警察官駐在所	略	略
	略	略	略
	略	略	略
略			
下野警察署	川中子警察官駐在所	略	略
	略	略	略
略			

3 略

2 警察官駐在所

管轄署名	名称	位置	所管区
略			
佐野警察署	界警察官駐在所	佐野市越名町	佐野市のうち飯田町、馬門町、高山町、高萩町、越名町
	田島警察官駐在所	略	略
	犬伏警察官駐在所	略	略
	旗川警察官駐在所	佐野市並木町	佐野市のうち並木町、免鳥町、小中町
	吾妻警察官駐在所	佐野市村上町	佐野市のうち村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町
	略	略	略
略			
下野警察署	川中子警察官駐在所	略	略
	本吉田警察官駐在所	下野市本吉田	下野市のうち谷地賀、本吉田、下吉田、別当河原、絹板、花田、上坪山、下坪山、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川、延島
	略	略	略
略			

3 略

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

栃木県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月13日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 藤原和美

栃木県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県内水面漁場管理委員会規程（昭和62年栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局)	(事務局)

第8条 略

2 事務局に、次の職員を置くものとする。

事務局長 1人

事務局次長 1人

書記 若干名

3 略

第8条 略

2 事務局に、次の職員を置くものとする。

事務局長 1人

書記 若干名

3 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。